

丹波篠山市立城北畑小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月3日

城北畑小学校

1 いじめの防止等のための学校の方針

- (1) 全ての児童が主体的に授業・学校行事に参加、活躍し、達成感を得られるように教育活動を進める中で、学校生活によりよく適応し、自己を生かして主体的に生きていくことができるように指導・援助する。
- (2) 全ての児童が互いを思いやり、互いを尊重しながら成長し合うことが大切であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、早期対応と、教職員の対応能力の向上に努め、家庭、地域、行政機関その他関係者の連携の下、いじめの解決に努めるとともに、見守りなど、継続的な情報交換を行う。
- (4) 複雑化、多様化するいじめの現状やいじめの防止等に向けた取組の重要性を教職員が共通理解した上で、「城北畑小学校いじめ防止基本方針」をホームページで公開するとともに、入学時・各年度の開始時等の機会を通じて、直接、子どもや保護者等に説明し、いじめ防止への取組に向けた連携を図る。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

- ア 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、特別支援教育担当、養護教諭、SC、SSW、学級担任などから組織的対応の中核として機能するような体制をそれぞれの実情に応じて決定する。
- イ 外部専門家や関係機関・団体等の助言も得ながら、機動的に運用する。

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ 心の教育総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する構内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

カ 重大事態が発生した際に、速やかに事実関係を明確にするための調査を行い、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る役割

キ いじめをさせないための取り組みを考え、未然に防止するために取り組む役割

ク 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどいじめ防止の取組について検証を担う役割

(4) 相談体制等の整備

学校は、子ども、保護者その他いじめの防止等に関わる者が安心して通報及び相談できるよう相談体制を設備する。

○市及び市立学校の主な相談窓口（県及び国の相談窓口とも連携する）

- ・市家庭児童相談室
- ・市教育支援センター(教育・悩み相談)
- ・市人権推進課(人権相談)
- ・城北畑小いじめ対応チーム(学校への悩み相談)

3 いじめの未然防止の取組

【いじめの定義】

子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた子どもの立場に立って、いじめ対応チーム会議により組織的に行う。

いじめの基本認識

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、心身に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

いじめに向かわせないために「規律」「学力」「自己有用感」を持たせるように学校で取り組み、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った子どもたちを育成する。

取組	ねらい	具体的な内容(時期・回数等)
人権教育の充実	人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に、人権意識の高揚を図る。	・資料「ほほえみ」等を活用した授業(常時) ・人権安全朝会(月1回)
道徳教育の充実	他人を思いやる心や人権意識の高揚を図り、「いじめ」に対して考え・議論する道徳の授業を通して、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。	・道徳の教科書を活用した授業(常時) ・兵庫県版道徳教育副読本等を活用した授業(学期1回以上)
体験活動の充実	様々な体験を通して、児童に豊かな人間性と社会性を育てる。	・自然学校(5年生) ・各種栽培活動 ・環境体験学習 等
市民性を育む教育	市民社会のルールを学校内に持ち込み、保護者、地域とも連携してルールを尊重する心を育てる。	・城北畑っ子のやくそく ・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面(常時)
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	他者との関わりを通して、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけさせる。	・縦割り班活動 ・異学年交流 ・学級活動
児童が自ら主体的に取り組む活動の充実	児童会等において、子どもたちがいじめの問題に主体的に取り組む際には、考え、議論すること等の取組の充実を図る。	・児童会活動(学期1回) ・委員会活動(月1回) ・児童会主催行事:縦割り班活動
好ましい学級集団づくりの充実	自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事の充実を図る。また、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。	・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面(常時)

※教職員・児童ともに、いじめ未然防止プログラム(県立総合教育センターHP)を取組に活用する。

4 いじめの早期発見の取組

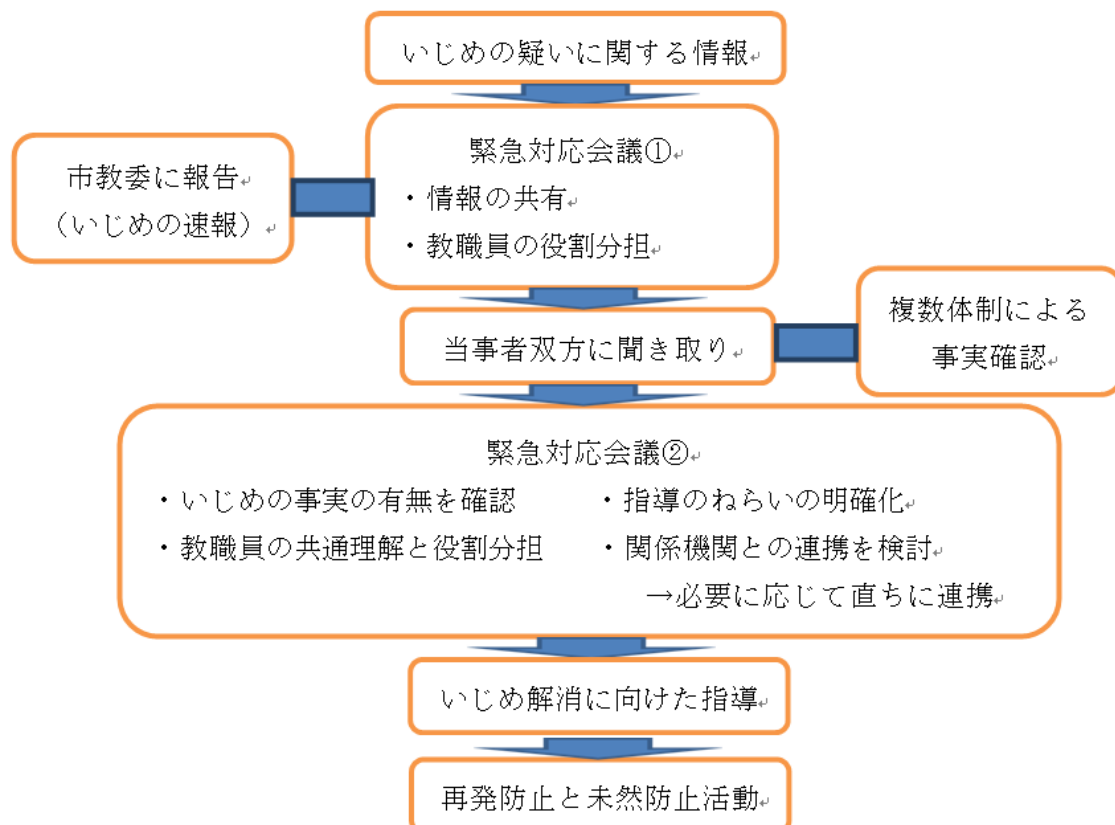
ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知していく。

取組	ねらい	具体的な内容(時期・回数等)
日々の観察	日常的に児童の様子に目を配り、児童の様子の変化を察知する。	・日常的な観察 ・日記、生活ノート ・SCによる校内巡視(月1回) ・生活点検週間(学期1回)
教育相談 (学校カウンセリング)	教育相談の機会を設けることにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。	・個人懇談 〔保護者〕(1学期。2学期は希望制)、〔児童対象〕(随時) ・教育相談日〔SC来校〕(月1回)
いじめ実態調査アンケート (生活点検週間と連動して)	保護者と連携したアンケート実施により、いじめの早期発見につなげる。	・いじめ実態調査アンケート 〔児童・保護者対応〕(学期1回) ・「教職員のいじめ対応チェックリスト」の活用(学期1回)

5 いじめの早期対応の取組

いじめを発見、又はいじめの疑いを認めたときには、適切かつ迅速な対応を行うとともに、速やかに市教育委員会に報告する。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応の留意事項

ア いじめられた子どもに対して

○子どもに対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた子どもに対して

○子どもに対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの子どもたちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てる、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要

な指導を継続的に行う。

- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

6 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

子ども及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その多くのインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、子ども及びその保護者等に対し、必要な啓発活動を実施する。

取組	ねらい	具体的な内容
子どもに対する啓発活動	・情報モラル教育の推進を図る	・特別の教科「道徳」の教科書の活用 ・学校や家庭でのルールづくりや見直し等 ・研修会、講演会の実施
保護者等に対する啓発活動	・保護者と連携した、情報モラル教育の推進を図る。	・情報モラル等の啓発資料の配付 ・学習機会での情報提供、PTA研修会等での専門家を活用した講演会の実施 ・学級懇談会等での情報提供

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※相当の期間：30日を目安とする。ただし、子供が一定期間、連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、直ちに市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。市教育委員会は、その事案の調査を行う主体及びどのような調査組織とするかについて判断する。

①調査の主体は、学校又は市教育委員会とする。学校を調査の主体とする場合、「いじめ対応チーム」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。



②調査組織は、客観的な事実関係を速やかに調査する。重大事態に至る要因となったいじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。



③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。



④調査結果について、速やかに市長に報告する。



⑤調査結果をふまえた必要な措置を実施する。

8 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 (いじめ防止基本方針の確認) いじめ対応チーム会議 (基本方針・指導計画の確認)	人権安全朝会 前年度 担任との引き継ぎ 家庭との連絡・学級懇談会 PTA総会で趣旨説明	児童・家庭と担任との信頼関係づくり(年間) 下校指導
5	職員会議	児童会活動 人権安全朝会	個人懇談(希望制)
6	職員会議 いじめアンケートの整理	人権安全朝会 生活点検週間	いじめアンケート(児童・保護者)① 「いじめ発見」教師自己点

	と考察 →職員研修(学団) 職員研修(全体)		検、および個別面談
7	職員会議 長期休業前の生活指導	人権安全朝会 地区別懇談会	下校指導 個人懇談
8	職員研修(事例研修)		
9	職員会議 いじめ対応チーム会議	人権安全朝会	下校指導
10	職員会議 いじめアンケートの整理 と考察 →職員研修(学団)	人権参観日・生活点検週間 児童会活動 人権安全朝会	いじめアンケート(児童・保護者)② 「いじめ発見」教師自己点 検、および個別面談
11	職員会議 職員研修(全体)	人権安全朝会	
12	職員会議 長期休業前の生活指導	人権安全朝会	個人懇談(希望制) 下校指導
1	職員会議	人権安全朝会	下校指導
2	職員会議 いじめアンケートの整理 と考察 →職員研修(学団)	生活点検週間、児童会活動 人権安全朝会 学級懇談会	いじめアンケート(児童・保護者)③ 「いじめ発見」教師自己点 検、および個別面談
3	職員会議 長期休業前の生活指導 いじめ対応チーム会議	人権安全朝会	下校指導

※ 毎月1回教育相談日〔SC来校〕